

大阪市告示第1320号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年9月30日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和7年10月6日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和7年10月20日（月）	
	令和7年10月27日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和7年10月1日（水）から 同月5日（日）まで	午前7時から 午後9時まで ※ただし、利用申請がない場合には、大阪市立公園条例第9条第1項の規定による供用時間どおり開場する。
	令和7年10月7日（火）から 同月13日（月）まで	
	令和7年10月14日（火）	午前7時から 午後5時30分まで
	令和7年10月15日（水）から 同月19日（日）まで	午前7時から 午後9時まで

	令和 7 年10月21日（火）から 同月26日（日）まで	※ただし、利用申請がない場合には、大阪市立公園条例第 9 条第 1 項の規定による供用時間どおり開場する。
	令和 7 年10月28日（火）から 同月31日（金）まで	
鶴見緑地庭球場	令和 7 年10月 3 日（金）	午前 9 時から 午後10時まで
	令和 7 年10月 7 日（火）	
	令和 7 年10月10日（金）	
	令和 7 年10月14日（火）	
	令和 7 年10月17日（金）	
	令和 7 年10月21日（火）	
	令和 7 年10月24日（金）	
	令和 7 年10月28日（火）	
	令和 7 年10月31日（金）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）